

## 業務委託仕様書

### 1 委託業務名

令和8年度「ひろしまユニコーン10」資本政策支援業務

### 2 業務目的

広島県では、企業価値が高く急成長するユニコーン企業を10年間で10社創出することを目標とした「ひろしまユニコーン10」プロジェクトに令和4年度から取り組んでいる（参考URL：<https://hiroshima-unicorn10.jp/about>）。本プロジェクトの推進もあり、県内スタートアップの裾野は着実に拡大し、各スタートアップの成長フェーズも進んできている。

特に、令和7年度から実施している資本政策支援業務では、県内に拠点を置く CFO コミュニティと連携した人材育成等により、参加スタートアップの資本政策構築や資金調達の実現に寄与する成果が得られた。

一方で、資本政策支援業務の参加者へヒアリングを行った結果、資本政策の実効性を高め、継続的な企業価値向上につなげるためには、単に株主構成の最適化や資金調達にとどまらず、財務戦略、法務労務、知的財産権の取扱い等、コーポレート機能全体の基盤整備にかかる支援ニーズがあることが判明した。

そこで、令和8年度は、従前の資本政策支援業務で開催したセミナーの内容を拡充するとともに、専門家によるメンタリング及び知的財産権戦略に関する支援を実施することで、県内スタートアップの創出と成長を促進し、本県のスタートアップ・エコシステムの基盤を強固なものにすることを目的とする。

### 3 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

### 4 業務内容

受託者は、上記の業務目的を達成するため、委託者（広島県）と連携し以下の事業を行う。

本仕様書の他、本業務に係る公募型プロポーザル審査において選定される受託者が提出する業務提案書（以下「提案書」という。）に定める内容を基本とし、県と協議の上、委託業務の全てに係る設計、実施、管理、運営を行うこと。

なお、業務内容・スケジュールについては県と協議の上、適宜変更を可能とするが、変更する場合は、必ず事前に県の許可を得ること。

また、本仕様書は最低限の要件を定めたものであり、記載事項の諸条件を考慮の上、本業務の目的の実現に向け、より効果的な業務となるよう提案すること。

受託者は週に1回程度、県と Web 会議システム等で定例のミーティングを行い、事業の進捗を報告すること。また、定例ミーティングの議事録を作成し、ミーティング終了後1週間以内に県に議事録を提出すること。ただし、定例ミーティングの開催頻度は業務の進捗状況に応じ、県と協議の上隔週での開催とすることを妨げない。

#### (1) 資本政策を中心としたセミナー、メンタリングの実施

将来の資金調達や IPO 等の出口戦略を見据えた適切な資本政策及び多様なファイナンス手法の理解を深めるとともに、財務・資本戦略を起点に、知的財産権戦略や法務・労務等の経営基盤領域を横断的に捉え、CFO を中心とした経営人材の実践的な経営判断

力・実行力の向上を目的として、以下のセミナー及び個別メンタリングを実施すること。

## ア セミナーの開催

シード期前後のスタートアップの事業成長に資する実践的なセミナーを開催すること。なお、開催にあたっては、以下の点を勘案すること。

- ・単なる講義形式による知識提供にとどまらず、実際の事例共有、参加者間の意見交換、専門家との双方向の議論等を通じて、書籍等では得られない実践的な知見の獲得やネットワーク形成につながるよう工夫すること。
- ・知的財産権をテーマとする場合、INPIT（独立行政法人工業所有権情報・研修館）等の専門機関と連携すること。
- ・セミナー資料については、参加者への配付が可能となるよう、登壇者と事前に権利関係等の調整を行うこと。
- ・各セミナー終了後、参加者から率直な意見を収集するため、匿名回答が可能なアンケートフォームを作成、集計すること。なお、得られた回答を基に随時改善を図り、総合満足度が全セミナーで平均 6.5 以上（10.0 満点）となるようセミナーの質の向上に努めること。

### 【想定回数等】

- 回数：資本政策等に関するセミナーを 10 回以上実施すること（5 月～2 月の期間に月 1 回を想定）。
- 規模：各回 15 人以上の参加となるよう努めること。
- 開催形式：参加者間の関係構築及び率直な意見交換を促進する観点から、原則として 7 回以上はオフラインでの開催とすること。また、オンライン又はオフラインとオンラインのハイブリッド形式でセミナーを実施する場合は、質疑を除く講義部分のみアーカイブを残すこと。アーカイブの保存先は YouTube チャンネル「HIROSHIMA UNICORN 10 (<https://www.youtube.com/@hiroshimaunicorn1052>)」とすること。ただし、登壇者の意向等により公開が困難な場合はこの限りでない。
- 内容：以下のテーマ例を参考に、カリキュラムを策定し提案すること。  
(テーマ例)
  - ・事業計画から考察する資金調達戦略
  - ・資本政策及びストックオプションの実務
  - ・投資契約及び株主間契約のチェックポイント
  - ・ピッチ能力の向上について（投資家（海外投資家含む。）に伝わるピッチ資料）
  - ・弁護士が解説するスタートアップ法務（広告表示規制、景品表示法、事業に必要な許認可、法規制等）
  - ・労務管理・組織戦略（労働条件、競業避止義務、営業秘密管理等）
  - ・投資家や金融機関が投資・融資をする際の判断のポイント
  - ・資金調達と企業価値向上につながる知財戦略について

## イ 専門家による個別メンタリングの実施

主に上記アのセミナー登壇者（専門家）が、希望するセミナー参加者に対して、通常は有償となるような個別メンタリングを実施すること。

### 【メンタリング】

- ・対象者数：年間 30 社以上とすること。
- ・実施時間：1 社あたり 1 時間程度を想定する。
- ・実施方法：受託者の作成する申込フォーム等により受付を行い、当日以降、オンライン又はオフラインにて専門家との面談を実施すること。
- ・内容：セミナー内容に基づく各社の個別課題に対する助言に加え、必要に応じピッチ資料や契約書案等の実務資料に対する添削やレビューを行う等、セミナー参加者のブラッシュアップに直結する具体的な支援を行うこと。なお、実施件数はセミナー 1 回につき 3 社程度、年間 30 社以上を目安とするが、各回のメンタリング実施件数については、テーマの性質や参加者の希望状況に応じ、柔軟に配分を行うこと。応募多数の場合は、相談内容の具体性や緊急性等を考慮し県と協議の上、選定を行うこと。また、各メンタリング終了後、支援対象者に対するアンケートを実施し、満足度や具体的成果の確認を行うこと。

## (2) 知的財産権戦略支援の実施

県内スタートアップが事業拡大に先立ち知的財産権戦略を構築できるよう、出願支援及び事例発信を行うこと。

### ア 知的財産権戦略策定及び出願費用の支給

支援対象者が知的財産権戦略を策定し、実際に権利化を進めるために必要な費用を支給すること。受託者は、以下の条件に基づき審査・決定を行い、支援対象者への支払いを遅滞なく行うこと。

#### (ア) 対象費用

特許出願料、出願審査請求料、PCT 国際出願に係る費用、外国特許庁等への出願費用、先行技術調査費用、弁理士費用（出願書類作成等）等とする。

#### (イ) 支給金額及び規模

区分	負担割合	上限額（1 社あたり）	想定採択数
国内出願	対象費用の 2/3 以内	40 万円	6 社程度
海外出願（PCT 国際 出願等を含む）	対象費用の 2/3 以内	60 万円	10 社程度

#### (ウ) 審査・選定

申込が多数となった場合等は支給先を選定すること。選定に際しては、出願内容や当該申込者が将来県内スタートアップにとって知的財産戦略のモデルケースになるか等を総合的に勘案し選定できるよう工夫すること。

なお、申請は 1 社につき 1 出願までとし、同一の支援対象者による複数申請は原則認めないこととする。

#### (エ) 支援対象者

次の諸条件をすべて満たすもの

- ・広島県内に本社若しくは事業所を有する企業、又は住所若しくは事業所の所在地が広島県内の個人事業主

- ・申込時点で法人格がない場合、原則令和8年度末までに広島県内に法人登記をするもの
- ・「ひろしまユニコーン10」プロジェクトの目的を理解し、急成長を志すもの

#### イ 知的財産権活用事例の可視化・発信の協力

本支援により知的財産権戦略を策定・実行した支援対象者の事例について、その効果やプロセスをまとめたコンテンツを、別途県が委託する「ひろしまユニコーン10」マーケティング・コミュニケーション業務の受託者（以下「マーケティング受託者」という。）が作成をする。ついては、受託者は当該コンテンツ作成のための取材（インタビュー、写真撮影等）に協力することについて予め支援対象者から同意を得ておくこと。

また、作成したコンテンツは、県のWebサイト等で広く公開し、県内スタートアップにおける知的財産権戦略の重要性に関する機運醸成を図るものであることから、受託者はマーケティング受託者と十分な連携を図り、円滑なコンテンツ作成に協力すること。

### 5 特記事項

- (1) 支援対象企業への連絡調整等は受託者が行うこと。
- (2) 本業務参加者の情報（住所、所属、氏名、連絡先等）を把握し、名簿にまとめ、適切に管理すること。
- (3) イベントの開催等において、「ひろしまユニコーン10」プロジェクト関連業務と連携して取り組むこと。
- (4) 本業務にかかる費用は全て委託費の中から支給すること。
- (5) マーケティング受託者と連携し、上記「4 業務内容（2）」の支援対象者が県内スタートアップにとって知的財産権戦略のモデル企業となるよう情報発信等において積極的に協力させること。

### 6 業務の体制

受託者は、本業務に必要な人員を配置し、責任者を明らかにするとともに、責任者及び事務担当者等の業務所掌範囲についても明らかにすること。

### 7 完了検査及び委託料の精算

受託者は、業務を完了した日から10日以内又は令和9年4月9日のいずれか早い日までに成果物（業務実施報告書及び経理書類一式）を提出すること。委託料は、経理書類に基づき、算出される実績額を委託料上限額の範囲内で確定し、精算する。

なお、「4 業務内容（2）」に定める出願費用等については、実際に支援対象者に支給した額を実績額とし、完了検査の結果、当該費用の予算額（840万円）に対し、実績額に不用額が生じた場合は、当該不用額を委託料から減額して精算するものとする。但し、提案書によりプロポーザル審査時の仕様書記載額を超過する旅費等の予算額については、減額精算の対象外とする。

成果物に共通する事項としては、以下のとおりとする。

- (1) ドキュメント類については、紙1部及び電子媒体で提出すること。
- (2) プログラム言語等の特殊なものを除き、成果物は原則日本語を使用し作成する。なお、成果物以外で、本業務の役務を実施する上で効果的かつ合理的と考えるものがある場合は、積極的に提案すること。
- (3) 成果物の納入場所は、広島県商工労働局イノベーション推進チーム（〒730-8511 広島市中区基町10番52号）とし、本業務を通じて知り得た情報や成果物は全て広島

県に帰属するものとする。

## 8 留意事項

- (1) 受託者は、本業務における提案公募に対しては、応募することはできない。
- (2) 受託者は、県と連絡調整を十分に行い、円滑に業務を実施すること。
- (3) 県は、業務実施過程において本仕様書記載の内容の変更の必要が生じた場合、受託者に仕様変更の協議を申し出る場合がある。この場合、受託者は委託料の範囲内において仕様変更に応じること。
- (4) 受託者は、業務実施過程で疑義が生じた場合、速やかに県に報告し協議を行い、その指示を受けること。
- (5) 受託者は、委託業務上発生した障害や事故については、大小に関わらず県に報告し指示を仰ぐとともに、早急に対応を行うものとする。
- (6) 受託者は業務の一部を再委託することができるが、その場合は、再委託先ごとの業務の内容、実施の体系図及び工程表、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記したものを事前に書面で報告し、県の了解を得なければならない。
- (7) 受託者が本仕様書に違反して回復する見込みがないとき、又は業務を完了する見込みがないときは、県は契約を解除して損害賠償させる場合がある。
- (8) 受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密として扱い、契約目的以外の利用や第三者への提供を行ってはならない。

## 9 委託料上限額

23,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

## 10 その他

この仕様書に定めのない事項又はこの仕様書について疑義が生じた事項については、県と受託者とが協議して定めるものとする。